

## 静岡県肝炎医療対策委員会設置要綱

### (目的)

第1条 静岡県におけるウイルス性肝炎等の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を行うために、静岡県肝炎医療対策委員会を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会では、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 肝炎対策の計画に関すること
- (2) 肝疾患診療連携拠点病院に関すること
- (3) その他必要な事項

### (委員長及び委員)

第3条 委員会に、委員長及び委員を置く。

- 2 委員は健康福祉部長が委嘱する。
- 3 委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 委員会の構成は、別表のとおりとする。

### (委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部感染症対策局感染症対策課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成20年9月17日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。